

# 那覇市自転車等の放置防止に関する条例

令和3年3月26日

条例第2号

## (目的)

第1条 この条例は、市、自転車等の利用者等の責務を明らかにするとともに、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号。第7条第1項において「法」という。)第6条に規定する条例で定めるところによる放置自転車等の撤去、保管した自転車等に対する措置及びそれらに要した費用に関し必要な事項を定めることにより、市民の良好な生活環境の確保、都市の美観の維持及び自転車等の利用者の利便の増進を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車等 原動機付自転車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。)及び自転車(同項第11号の2に規定する自転車をいう。第7条第1項において同じ。)をいう。
- (2) 放置自転車等 自転車等の利用者が当該自転車等を離れて直ちに移動することができない状態にある自転車等をいう。
- (3) 自転車等駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。
- (4) 公共の場所 道路、公園、駅前広場、緑地その他公共の用に供する場所(自転車等駐車場を除く。)をいう。

## (市の責務)

第3条 市は、放置自転車等の撤去、撤去した自転車等の保管及び保管した自転車等の廃棄等の処分並びに自転車等の放置防止に関する啓発及び駐車対策に関し必要な施策(以下「市の施策」という。)を実施するものとする。

- 2 市は、市の施策を実施するため必要があると認めるときは、公共の場所を管理する者、警察その他関係者と協議し、協力を求めることができる。

(利用者等の責務)

第4条 利用者等(自転車等の利用者又は所有者をいう。以下同じ。)は、自転車等を安全に利用しなければならない。

2 利用者等は、市の施策に協力しなければならない。

(公共の場所の管理者の責務)

第5条 公共の場所を管理する者は、当該公共の場所の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため、必要があると認めるときは、相互に協力して、放置自転車等の撤去等に努めるものとする。

(施設の設置者の責務)

第6条 官公署、学校、図書館その他公益的施設の設置者及び百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場その他自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、その施設の利用者のために必要な自転車等駐車を、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に設置するよう努めなければならない。

2 前項に規定する施設の設置者は、市の施策に協力しなければならない。

(自転車等小売業者の責務)

第7条 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たっては、当該自転車に法第12条第3項に規定する防犯登録を受けることを勧奨するよう努めなければならない。

2 自転車等の小売を業とする者は、市の施策に協力しなければならない。

(自転車等の放置禁止)

第8条 利用者等は、公共の場所に自転車等を放置してはならない。

(重点区域の指定等)

第9条 市長は、良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するために必要があると認める公共の場所を、自転車等放置防止重点区域(以下「重点区域」という。)として指定することができる。

2 市長は、重点区域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係団体の意見を聴くものとする。

3 市長は、重点区域を指定したときは、規則で定める事項を公示するとともに、利用者等への周知を図るために必要な措置を講ずるものとする。

4 前2項の規定は、重点区域の指定を変更し、又は解除しようとする場合について

準用する。

(自転車等の放置に対する措置)

第10条 市長は、重点区域内において自転車等から離れようとしている利用者に対し、当該自転車等を自転車等駐車場その他適切な場所に移動させるよう指導することができる。

2 市長は、重点区域内にある放置自転車等を直ちに撤去し、及び撤去した自転車等を保管することができる。

3 市長は、放置自転車等により重点区域外の公共の場所の良好な生活環境が阻害され、その機能が低下していると認めるときは、当該放置自転車等の利用者等に対し、当該放置自転車等を自転車等駐車場その他適切な場所に移動させるよう指導することができる。

4 市長は、前項の規定による指導を行った場合において、規則で定める期間を経過してもなお公共の場所にある放置自転車等を撤去し、及び撤去した自転車等を保管することができる。

(撤去に伴う措置)

第11条 市長は、前条第2項又は第4項の規定により放置自転車等を撤去する場合において、当該放置自転車等が電柱、柵その他の工作物に係留されていること等により撤去することが困難であると認めるときは、係留に用いられている器具の切断その他の必要な措置を講ずることができる。この場合において、当該措置により生じた損害については、本市は、その責めを負わない。

(保管した自転車等に対する措置)

第12条 市長は、第10条第2項又は第4項の規定により自転車等を保管したときは、規則で定める事項を公示するとともに、当該自転車等を利用者等に返還するため必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項の規定による公示の日から起算して規則で定める期間を経過する日までに当該公示に係る自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するときは、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該自転車等につき、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、市長は、当該自転車等につき廃棄等の処分をすることができる。

(費用の負担)

第13条 第10条第2項又は第4項の規定により保管した自転車等の返還を受けようとする利用者等は、撤去、保管その他の措置に要した費用として実費の範囲内において規則で定める額を、市長に支払わなければならない。

2 市長は、利用者等が自転車等の放置をしたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、前項に規定する費用の支払を免除することができる。

3 第1項の規定は、前条第2項前段に規定する売却代金を返還する場合についても適用する。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。ただし、第10条から第13条までの規定は、令和4年4月1日から施行する。